

## 江南市議会基本条例実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、江南市議会基本条例（平成25年条例40号以下「条例」という。）を実施するに当たり、議会運営を円滑にするとともに市民に対し、わかりやすく開かれた議会を目指すことを目的とする。

### (議員間の討議)

第2条 条例第3条第1号に規定する議員相互間の自由な討議は、委員会、協議会において行う。

2 議長は、過半数以上の議員の要請により、議員間の自由な討議の場を設ける必要があると認めるときは、議員を招集し、会議を開くことができる。

### (請願等を提出した者の陳述)

第3条 条例第7条第2項に規定する請願等を提出した者で委員会で意見を述べること（以下「陳述」という。）ができる者は1人とし、陳述は請願者の意思により行うものとする。

2 前項の規定により請願等を提出した者が本人の希望により委員会に出席した場合における費用弁償等は自費とする。

### (市長等による反問)

第4条 条例第8条第3項に規定する市長等による反問は、質問・質疑の趣旨をより明確にすること等を踏まえて行うものとする。

### (調査機関及び検討会等の設置)

第5条 条例第12条第1項に規定する調査機関の構成員は、専門性や経験を重視しつつ客観性や公平性も考慮し選任するものとする。

### (意見交換会・報告会)

第6条 条例第15条第5項に規定する意見交換及び条例第16条第3項に規定する議会報告会は、次のとおりとする。

開催日程 年2回以上（ただし、特別な事情がある場合は、その限りではない。）

説明の内容 定例会の議決事項、視察先の調査事項、その他広く周知するために必要な事項

説明員 各常任委員会で担当

### (その他)

第7条 その他必要な事項は、正副議長の協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。